

茅野市告示第 93 号

茅野市観光宿泊施設改装事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 25 年 3 月 28 日

茅野市長 柳平 千代一

茅野市観光宿泊施設改装事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の観光宿泊業の振興を図るため、観光宿泊施設を改装して施設の美観を維持する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則(昭和 39 年茅野市規則第 6 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 観光宿泊施設 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条に規定する旅館業の許可を受け、10 年以上市内において旅館業を営む者が設置する宿泊施設をいう。ただし、従業員等の福利厚生を目的とする保養所、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 4 号に規定する施設、旅館業法第 2 条第 5 項に規定する下宿営業を行う宿泊施設その他観光客の宿泊を主たる目的としない宿泊施設を除く。
- (3) 改装 観光宿泊施設の躯体を変更せずに、内壁、天井材、床材等の内装若しくは外壁、屋根材、ドア、窓等の外装を更新すること又は屋内間仕切りを変更することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、観光宿泊施設を改装する中小企業者とする。ただし、市税(国民健康保険税を含む。)を滞納している者(補助対象者が法人の場合は、その代表者を含む。)を除く。

(補助対象事業等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、観光宿泊施設を改装する事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に事業所等を有する法人又は個人の建設業者が施工するもの
- (2) 改装に要する経費が 300 万円以上であること。

(3) 第6条に規定する申請書を提出する年度の末日までに、第11条に規定する実績報告書を提出することができるもの

2 次に掲げる経費は、前項第2号に規定する経費から除くものとする。

(1) 備品、消耗品等の購入又は補修に要する経費

(2) 電気設備、機械設備、給排水設備等の新設、更新又は補修に要する経費

(3) 当該観光宿泊施設を住居と併用する場合の住居部分に係る経費（観光宿泊施設に係る経費と住居部分に係る経費の区分が明確でない経費がある場合は、観光宿泊施設の面積と住居部分の面積（観光宿泊施設と住居部分の区分が明確でない部分は住居部分とみなす。）で当該経費を按分した住居部分に係る経費）

(4) 国、県及び市から補助、融資等を受けることができる経費

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないとする経費
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、観光宿泊施設の改装に要する経費の100分の10以内の額とする。ただし、旅館業法第3条に規定する旅館業の許可を受けた観光宿泊施設ごとの補助金累計額は、300万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茅野市観光宿泊施設改装事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書（申請者が法人の場合は、その代表者に係る納税証明書を含む。）

(2) 観光宿泊施設の改装事業に係る工事請負契約書又は見積書の写し

(3) 第4条第2項により改装に要する経費から除く経費がある場合は、当該経費を除いたことが判断できる計算書

(4) 工事計画が記載された補助対象観光宿泊施設の平面図（当該観光宿泊施設を住居と併用する場合は、観光宿泊施設部分と住居部分が明示されたもの。）

(5) 観光宿泊施設改装工事に着手する前の当該工事箇所の写真

(6) その他市長が特に必要とする書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、茅野市観光宿泊施設改装事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、茅野市観光宿泊施設改装事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に、変更の内容がわかる書類を添えて市長に提出し、承認を受

けなければならない。

(変更承認通知)

第9条 市長は、前条の変更承認の申請があったときは、当該変更内容等を承認するかどうかを決定し、茅野市観光宿泊施設改装事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を中止しようとするときは、茅野市観光宿泊施設改装事業補助金中止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 交付決定者は、観光宿泊施設の改装工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、茅野市観光宿泊施設改装事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者が発行した観光宿泊施設改装工事に係る工事代金の領収書の写し
- (2) 工事箇所の写真(第6条第5号の規定により提出した写真と同じ箇所の写真)
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、茅野市観光宿泊施設改装事業補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 交付決定者は、前条の補助金確定通知書に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市観光宿泊施設改装事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(補助金の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。